

措置通知書

環境部 宇久環境センター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていなかった。</p>	<p>財務規則の認識不足により、領収書綴受払簿の作成をしていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年6月7日に領収書綴受払簿を作成し、規則等を再確認するとともに、今後は適正に管理を行うよう周知徹底しました。</p>